



ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる40以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報を Alert/Commentary 等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に関心が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクから Alert/Commentary 等の原文をご覧頂けます。

BR&R オーストラリア政府が破産法の改正を発表～米国の法制への接近
[Australia Announces Bankruptcy Changes—Moves Toward US Position](#)

オーストラリア政府は、倒産法制に関する重要な改正を発表しました。具体的には、オーストラリア政府は、倒産した企業の負債に対する経営者の潜在的な個人責任についてセーフハーバーを設けることにより一定の場合に個人責任のリスクから免れられるようにすること、倒産解除条項 (“Ipso Facto Clauses”) が無効となること、経営者を含む個人が免責を得られるまでの期間を1年に短縮すること、を発表しました。この記事では、倒産法の改正の詳細はこれからとなるものの、この発表は、オーストラリアにおける経営者がより力強く会社を営み、事業の失敗の汚名を軽減し、企業価値を守ろうとするターンアラウンドがより容易に達成できる時代の到来を告げるものとなると評価しています。オーストラリアにおいて投資あるいは取引を行っている企業にとって、破産法制の動きは関心の高い事項であると思われます。

General 中国において、改正環境保護法の運用が活性化
[China Begins Enforcing Newly Amended Environmental Protection Law](#)

中国において、2014年4月24日に成立した改正環境保護法が2015年1月1日に施行されました。同改正は、中国の環境保護への取り組みをより一層実効的にすることを目指したものであり、環境保護のための公益訴訟（直接利害関係を持たない者による訴訟）の当事者となりうる者の範囲の拡大、環境汚染を行う者への罰則の強化（例えば、罰金の増額、営業停止）などを主な内容としています。施行後すぐに、上記公益訴訟が複数提起され、強化された罰則が実際に適用されるケースが生じるなど、同法の運用も活性化しています。このため、今後中国で事業を行う場合には、環境汚染から生じる法的責任やリスクについて、より慎重に考慮する必要があります。上記の改正法の運用は、日本企業を含めた外国企業が中国で事業を行う際に重要な影響を与える可能性があります。

Disputes 米連邦巡回控訴裁判所、仲裁廷ではなく裁判所がクラス仲裁に関する仲裁適格の判断権限を有するとの決定
[Third Circuit Rules that Courts, not Arbitration Panels, Have Final Word on Class Action Arbitrability](#)

2016年1月5日、米国連邦第三巡回区控訴裁判所は、クラス仲裁（クラスアクションとして行われる仲裁手続）の実施を当事者が合意していたか否かという仲裁適格の問題について、仲裁廷と裁判所のいずれが判断権限を有するのかをめぐって争われた事件（Chesapeake Appalachia, LLC v. Scout Petroleum, LLC, No. 15-1275, 2016 U.S. App. LEXIS 42 (3d Cir. Jan. 5, 2016)）において、仲裁廷ではなく裁判所が判断権限を有するとの決定を下しました。本件の当事者はクラス仲裁を申し立てていましたが、仲裁合意にはクラス仲裁への言及はなく、また仲裁適格の判断権者についても規定していませんでした。類似事案において連邦地裁の判断が分かれる中で、米国連邦第三巡回区控訴裁判所は、クラス仲裁の実施に関する当事者間の合意の有無という仲裁適格の問題については、当事者が疑いの余地がない形で仲裁廷が判断権限を有していると合意している場合を除き、裁判所が決定すべきと判示しました。二当事者間の仲裁の場合、仲裁合意があれば仲裁廷が仲裁適格について判断することを当事者は合意したものと判断されるのが一般的でしたが、連邦第三巡回区控訴裁判所はクラス仲裁に係る合意について反対の判断を示しました。この決定は、米国法を準拠法とする契約に関連して本件のようなクラス仲裁の仲裁適格に関する紛争の発生を回避し、意図したとおりの仲裁手続を実現するためには、クラス仲裁の実施の有無や仲裁適格の判断権者の問題などを仲裁合意に明確に規定しておくべきことを示唆するものであり、仲裁条項を検討する上で参考になると思われます。

その他、2016年1月は以下の最新情報を Alert/Commentary としてお伝えしています。

Corp. 建設業者、工事請負業者を合併、買収、解散する際の注意点
[Construction Managers and Contractors: Improve Your Mergers & Acquisition and Dissolution Checklists to Avoid Expired License Exposure—and Worse](#)

Corp. 従業員持株制度に関する各国の報告義務
[Employee Stock Plans: Year-End 2015 International Reporting Requirements](#)

Finance 新興市場の債務が金融市場の新たな試練か
[Emerging Market Debt: Another Test for the Financial Markets?](#)



GLOBAL LEGAL UPDATE

Finance

不良債権についてイタリア政府が保証を行う要件が決定
[Non-Performing Loan Transactions in Italy: Guarantee to be Provided by Italian Government](#)

General

EPA が新しいオンライン電子開示システムを公開
[EPA Launches Online eDisclosure Portal](#)

General

米国輸入規制について、新しいガイドラインを提案
[New Export Enforcement Guidelines Proposed; Comments Requested](#)

General

ITC が国内産業要件の内、経済要件の立証基準を明確化
[ITC Clarifies Standards for Demonstrating Economic Prong of Domestic Industry Requirements](#)

General

2WAY ラジオの使用により FCC から罰金を受ける恐れ
[Not Just the Cost of Doing Business: Large FCC Fine Spotlights Risks from Two-Way Radios](#)

General

フランスのドローン規制がより柔軟に
[New French Regulatory Framework for Drones Provides More Flexibility, Safety](#)

General

新興市場の急変への対処法
[Are You Ready for the Emerging Market Credit Bust?](#)

General

法の支配の拡大におけるシンガポールのリーダーシップ
[Singapore's Leadership in Advancing the Rule of Law, *The Straits Times*](#)

General

イランへの制裁が緩和
[Implementation Day Triggers Significant Changes to International Sanctions Against Iran](#)

General

米国防衛省、サイバーセキュリティに関する暫定ルールを修正
[Revised DFARS Interim Rule Regarding Cybersecurity Responds to Industry Concerns](#)

General

製造終了製品に関する投資も国内産業要件を充足
[ITC Finds Expenditures for Discontinued Products Satisfy the Domestic Industry Requirement](#)

General

米国がキューバへに対する貿易規制緩和を継続
[U.S. Continues Easing of Trade Restrictions on Cuba, but Embargo Remains](#)

Disputes

米国最高裁、消費者契約において、クラス仲裁の権利を放棄する仲裁条項を支持
[U.S. Supreme Court Rules in Favor of Arbitration Clauses and Class-Arbitration Waivers in Consumer Contracts](#)

Disputes

米国最高裁が、クラスアクションにおいて、特定の原告に対する全面認諾の和解申入れにより、原告団の請求は争訟性を失うものではないと判示
[Supreme Court Restricts Defendants' Use of Settlement Offers to "Pick Off" Named Plaintiffs in Class Actions.](#)

Labor

米国労働省が共同雇用についてガイドラインを公表
[Department of Labor Attempts to Take Broad View of Joint Employment Status](#)

Tax

ブラジル、キャピタルゲイン課税の増税とハーグ条約の批准について
[Brazil Update: Capital Gains Tax Developments and Adoption of the Hague Apostille Convention](#)